

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和5年6月30日</p> <p>長崎県知事 大石 賢吾 殿</p> <p>提出者                  住 所 福岡県福岡市博多区博多駅前3-12-10                  氏 名 鹿島建設株式会社 九州支店                  常務執行役員支店長 小森 浩之                  電話番号 092-481-8001</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	鹿島建設株式会社 九州支店 長崎工事事務所
事業場の所在地	長崎県長崎市栄町3-9
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 建設業・総合工事業
② 事業の規模	前年度の完成工事高 82億円
③ 従業員数	27名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>                 graph LR                 A[発生現場で発生した産業廃棄物] --&gt; B[収集運搬 (委託)]                 B --&gt; C[中間処理場 (委託)]                 B --&gt; D[最終処分場 (委託)]                 C --&gt; E[再生材]                 C --&gt; F[有価物]                 </pre>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ゼロエミッション活動による発生抑制。 ゴミになるものをなるべく現場に持ち込まない。 ・工場生産化（プレカット、PC化、プレファブ化） ・システム型枠の使用、打ち込み型枠工法の利用 ・梱包を少なくする、梱包をなくす		
②計画	<b>別紙1参照</b>		
		t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度と同様に、ゼロエミッション活動による発生抑制。 ゴミになるものをなるべく現場に持ち込まない。 ・工場生産化（プレカット、PC化、プレファブ化） ・システム型枠の使用、打ち込み型枠工法の利用 ・梱包を少なくする、梱包をなくす		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 大規模現場では、木くず、廃プラ類、廃石膏ボード、金属くず、紙くず、コンガラ、ガラス陶磁器くず、混合廃棄物 小規模現場では、コンガラ、木くず、金属くず、混合廃棄物		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 基本的には前年度と同じだが、大現場では混合廃棄物をできるだけ少なくする		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 全ての品目に対し指定業者制を取り入れ、委託契約者は支店長とする。 指定業者の選定には事前に支店安全環境部による現地調査を行ない、その結果で判定する。 指定業者はリサイクル率の高い中間処理業者及び電子マニフェスト導入会社を優先する。		

別紙2参照

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組) 全ての品目に対し指定業者制を取り入れ、委託契約者は支店長とする。 指定業者の選定には事前に支店安全環境部による現地調査を行ない、その結果で判定する。 指定業者はリサイクル率の高い中間処理業者及び電子マニフェスト導入会社を優先する。</p>			
※事務処理欄			

別紙2参照

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1

①現状	【前年度(令和4年度)の実績】											
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラス陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず	廃油	混合廃棄物		
	排出量 (t)	2.7	1,493.6	150.7	29.9	6.8	3.4	74.8	8.9	109.3		
	(これまでに実施した取組) ゼロエミッション活動による発生抑制……ゴミになるものをなるべく現場に持ち込まない <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場生産化(プレカット、PC化、プレファブ化)</li> <li>・システム型枠の使用、打ち込み型枠工法の利用</li> <li>・梱包を少なくする、梱包をなくす</li> </ul>											
②計画	【目標】											
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラス陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず	廃油	混合廃棄物		
	排出量 (t)	2.0	1,494.0	135.0	26.0	6.0	3.0	67.0	8.0	98.0		
	(今後実施する予定の取組) 前年度と同様に、ゼロエミッション活動による発生抑制……ゴミになるものをなるべく現場に持ち込まない <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場生産化(プレカット、PC化、プレファブ化)</li> <li>・システム型枠の使用、打ち込み型枠工法の利用</li> <li>・梱包を少なくする、梱包をなくす</li> </ul>											

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 2

①現状

【前年度(令和4年度)の実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラス陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず	廃油	混合廃棄物		
全処理委託量	2.7	1,493.6	150.7	29.9	6.8	3.4	74.8	8.9	109.3		
優良認定処理業者への処理委託量	0.0	1,265.6	150.7	29.9	6.8	3.4	74.8	8.9	98.0		
再生利用業者への処理委託量	2.7	1,493.6	150.7	29.9	6.8	3.4	74.8	8.9	109.3		
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(これまでに実施した取組)

- ・全ての品目に対し指定業者制を取り入れ、委託契約者は支店長とする
- ・指定業者の選定には事前に支店安全環境部による現地調査を行ない、その結果で判定する
- ・指定業者はリサイクル率の高い中間処理業者及び電子マニフェスト導入会社を優先する

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラス陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	紙くず	木くず	廃油	混合廃棄物		
全処理委託量	2.0	1,494.0	135.0	26.0	6.0	3.0	67.0	8.0	98.0		
優良認定処理業者への処理委託量	0.0	1,139.0	135.0	26.0	6.0	3.0	67.0	8.0	88.0		
再生利用業者への処理委託量	2.0	1,494.0	135.0	26.0	6.0	3.0	67.0	8.0	98.0		
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(今後実施する予定の取組)

- ・全ての品目に対し指定業者制を取り入れ、委託契約者は支店長とする
- ・指定業者の選定には事前に支店安全環境部による現地調査を行ない、その結果で判定する
- ・指定業者はリサイクル率の高い中間処理業者及び電子マニフェスト導入会社を優先する



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月21日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県長崎市飽の浦町7番10号  
小柳ビル3階

氏 名 鹿島道路株式会社 長崎営業所  
所長 木山 良太

電話番号 095-864-6100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島道路株式会社 諫早出張所
事業場の所在地	長崎県諫早市津久葉町1932-3
計画期間	平成5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	別添
③ 従業員数	別添
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別添

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
			別添
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
			別添

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	別添
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	別添

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)  別添		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  別添		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)  別添		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  別添		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別添		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別添		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別添		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別添			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添

令和5年度 産業廃棄物処理目標

(単位:t)

廃棄物の種類	アスファルト ・コンクリート塊	コンクリート塊	合計
① 排出量	5,000.0	1,000.0	6,000.0
② 自ら再生利用を行った量	4,000.0	0.0	4,000.0
③ 自ら熱回収を行った量	0.0	0.0	0.0
④ 自ら中間処理により減量した 量	0.0	0.0	0.0
⑤ 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0.0	0.0	0.0
⑥ 全処理委託量	1,000.0	1,000.0	2,000.0
⑦ 優良認定処理業者への 処理委託量	0.0	0.0	0.0
⑧ 再生利用業者への処理 委託量	1,000.0	1,000.0	2,000.0
⑨ 熱回収認定業者への処理 委託量	0.0	0.0	0.0
⑩ 熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0	0.0	0.0

令和5年度

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

鹿島道路株式会社

長崎営業所



## 1. 会社概要

### (1) 会社名

鹿島道路株式会社

### (2) 資本金

40億円

### (3) 従業員数

1,845名

### (4) 国土交通大臣許可番号

国土交通大臣許可(特-29),(般-29)第2400号

### (5) 宅地建物取引業者

建設大臣許可 第3608号

### (6) 一級建築士事務所登録番号

東京都知事登録 第12340号

### (7) 建設業許可業種( )は許可業種略称

#### 《特》土木工事業(土)

建築工事業(建)

大工工事業(大)

左官工事業(左)

とび・土工工事業(と)

石工事業(石)

屋根工事業(屋)

電気工事業(電)

タイル・れんが・ブロック工事業(タ)

鋼構造物工事業(鋼)

鉄筋工事業(筋)

舗装工事業(舗)

板金工事業(板)

ガラス工事業(ガ)

塗装工事業(塗)

防水工事業(防)

内装仕上工事業(内)

熱絶縁工事業(絶)

造園工事業(園)

建具工事業(具)

水道施設工事業(水)

管工事業(管)

解体工事業(解)

《般》消防施設工事業(消)

## 2. 当該事業場において現に行っている事業の概要

### (1) 事業所名

鹿島道路株式会社 長崎営業所

### (2) 従業員数

41名

### (3) 4年度直受完成売上高

官庁工事 1.9億円

その他工事 2.3億円

(4) 事業内容

当支店では道路の舗装、新設、改修工事を軸として、その他の土木建築工事  
アスファルト合材製造、販売及び、中間処理業を幅広く行っている。

■舗装工事

- ・一般道路/高速道路
- ・橋梁/橋面舗装
- ・空港
- ・自動車用テストコース
- ・商店街モール

■土木工事

- ・地域開発/宅地造成
- ・レジャー施設
- ・スポーツ施設
- ・ダム/貯水池
- ・産業廃棄物施設
- ・通信関連施設

■建築工事

- ・ビル/マンションなど
- 建設資材販売
- ・舗装材料
- 合材販売
- ・アスファルト合材製造、販売
- ・中間処理業

(5) 連絡先

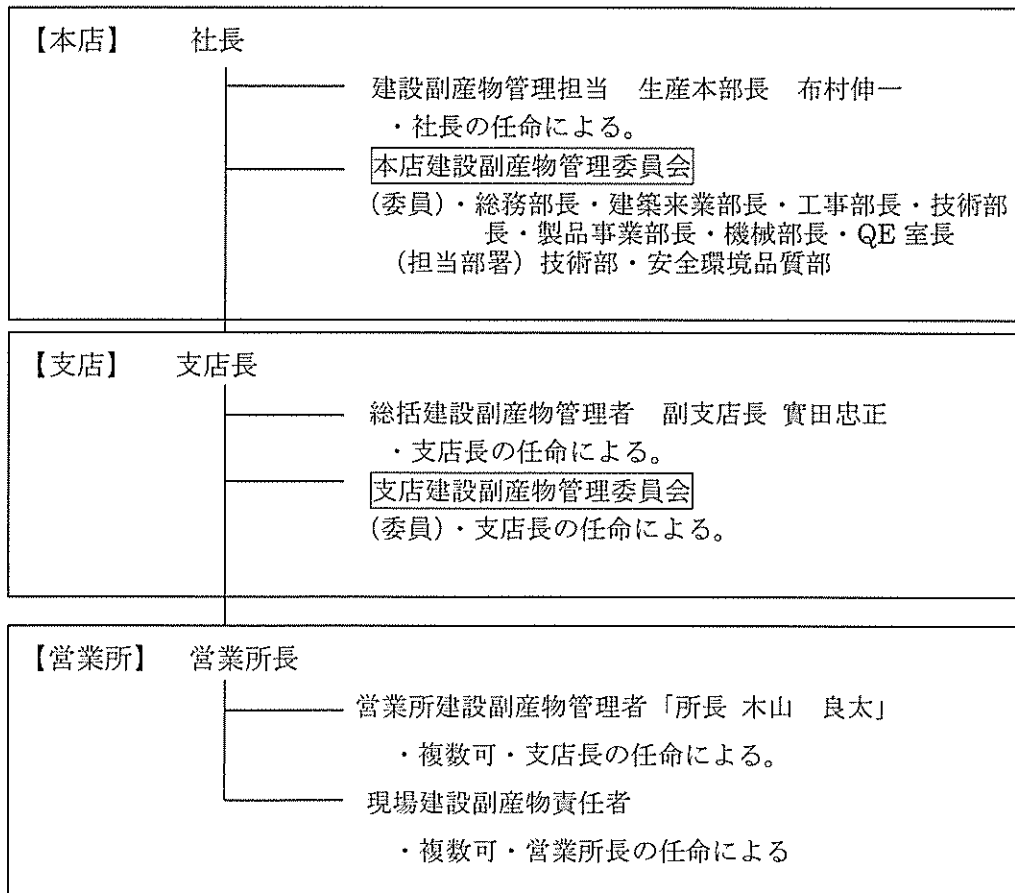
鹿島道路株式会社 長崎営業所  
TEL 095-864-6100

3. 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 建設副産物管理体制組織図



(2) 管理者・責任者と職務

管理者・責任者	任命者	職務
支店 総括建設副産物 管理者	社長	1. 建設副産物管理に関する現場指導、教育 2. 建設副産物管理に関する建設廃棄物処理業者の選定と委託契約の締結に関する指導 3. 建設副産物管理に関する営業所計画及び実績集計と記録の保存 4. 支店建設副産物管理委員会の運営
営業所 建設副産物管理者	支店長	1. 建設副産物管理に関する現場指導、教育 2. 建設副産物管理に関する建設廃棄物処理業者の選定と委託契約の締結及び指導 3. 建設副産物管理に関する工事現場計画及び実績集計と記録の保存
現場 建設副産物責任者	営業所長	1. 建設副産物管理に関する工事の建設廃棄物処理計画の作成及び実績の確認、記録と報告 2. 建設副産物管理に関する工事の再生資源利用（促進）計画の作成及び実績の確認、記録と報告

(3) 教育

- ① 現場での廃棄物の分別方法等について各担当者への教育実施。
- ② 当社規程の「建設副産物管理要領」による社員教育の実施。
- ③ 各法令の遵守について徹底を図るための勉強会・講習会の実施及び社外講習会への参加。

5. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 排出した産業廃棄物は、法の基準に則り適正な処理を行う。処理業者に委託する場合は収集運搬から処分まで確認し的確に管理する。
- ③ 産業廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用、最終処分量の抑制については、産業廃棄物処理計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を策定する。
- ④ 分別については、工事現場で排出する廃棄物を搬出まで分別して保管（分別BOXの設置）することを徹底する。
- ⑤ 産業廃棄物の処理については次に掲げる事項を実施する。

排出抑制：工法を検討し廃棄物の発生を最小限に留める。また、再利用をできるものは、資材として再投入するよう検討計画する。

- 再生利用 : 現場内で再生できる物は再生をし利用することを推進する。  
現場内に再生設備がない場合は再生工場を利用する。(表-3)
- 中間処理 : アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊については再生工場にて再資源化をする。その他木くず等についても現場から位置的に可能な場合は再生工場にて再資源化する。
- その他 : 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。  
建設系廃棄物マニフェストにて排出から最終処分までの管理を適正に行う。

(2) 廃棄物処理の現状

- ① 当社の工場から排出する廃棄物は、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の占める割合が99.9%(表-2)になっており、また、この二者の再生率も表-1の通り高率(100%)になっている。
- ② 令和4年度の廃棄物の排出量と処理状況は表-1、表-2に示す通りである。

表-1 令和4年度 産業廃棄物処理の内訳(再生状況) (単位:t)

産業廃棄物の種類	排出量	中間処理量	中間処理の内 再生量	再生率	埋立処分
アスファルト・コンクリート塊	4,696.12	4,696.12	4,696.12	100.0%	0.0
コンクリート塊	434.11	434.11	434.11	100.0%	0.0
混合廃棄物	6.90	6.90	0.00	0.0%	0.0
汚泥	0.11	0.11	0.11	100.0%	0.7
合計	5,137.24	5,137.24	5,130.34	99.9%	0.7

表-2

令和4年度産業廃棄物排出量と処分状況(単位:t)

廃棄物の種類	アスファルト ・コンクリート塊	コンクリート塊	混廃	汚泥	合計
① 排出量	4,696.12	434.11	6.90	0.11	5,137.24
構成率	91.41	8.45	0.13	0.00	100.00
② 自ら再生利用を行った量	4,599.20	1.40	0.00	0.00	4,600.60
③ 自ら熱回収を行った量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
④ 自ら中間処理により減量した量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
⑤ 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
⑥ 全処理委託量	96.92	432.71	6.90	0.11	536.64
⑦ 優良認定処理業者への 処理委託量	0.00	0.00	6.90	0.11	7.01
⑧ 再生利用業者への処理 委託量	96.92	432.71	0.00	0.00	529.63
⑨ 熱回収認定業者への処理 委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
⑩ 熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

\*発生源は全て工事現場である

\*自ら再生利用を行った量は当社再生工場に搬入した量である

表-3

産業廃棄物処理施設の設置状況

名称	処理対象産業廃棄物	設置場所
(株)西菱環境開発	混合廃棄物、木くず	長崎市三京町2750-1
(株)矢敷環境保全	紙、廃油、混合廃棄物	大村市富の原2-921
小嶋産業(株)	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊	西海市西海町太田和郷字黒崎 日陰4439-1
鹿島道路(株)諫早リサイクルセンター	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊	諫早市津久葉町1932-3
(株)張本創研	汚泥	諫早市飯盛町里1977

## 6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

表-4 <具体的取組>

産業廃棄物の種類	排出量実績 (t/年) (R4年度)	排出量計画 (t/年) (R5年度)	排出抑制量 (t/年)	具体的取組
アスファルト・コンクリート塊	4,696.12	5,000.00	-303.88	(1)工事施工前における廃棄物抑制工法の検討。 (2)分別の徹底により、他現場を含めての再使用を推進。
コンクリート塊	434.11	1,000.00	-565.89	
混合廃棄物	6.90	0.00	6.90	
汚泥	0.11	0.00	0.11	
合 計	5,137.24	6,000.00	-862.76	

## 7. 産業廃棄物の分別に関する事項

<具体的取組>

- (1) 工事現場で発生する廃棄物を搬出まで分別して保管(分別BOXの設置)することを徹底する。
- (2) 解体工事の分別解体を徹底する。

## 8. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

- (1) 当社の主要廃棄物であるアスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊は中間処理にて全て再生され有価物となっている。既に再生率は高率になっているが、混合廃棄物となって埋立処分となる割合を工事現場毎の分別の徹底及び工法の改善(分別解体の徹底等)により減量する。
- (2) 木くず等は再生工場が少なく埋立処分をせざるを得ない状況であるが、工場現場毎に分別等を徹底し燃料など再使用の策を講じ、排出量を減らし、埋立処分量を減量する。
- (3) 令和1年度の具体的数値計画は表-5及び表-6の通り。

表-5 令和5年度産業廃棄物処理計画の内訳 (単位:t)

産業廃棄物の種類	排出量	中間処理量	中間処理の内 再生量	再生率	埋立処分
アスファルト・コンクリート塊	5,000.00	5,000.00	5,000.00	100.0%	0.0
コンクリート塊	1,000.00	1,000.00	1,000.00	100.0%	0.0
合 計	6,000.00	6,000.00	6,000.00	100.0%	0.0
令和4年度(表-1)	5,137.24	5,137.24	5,130.34	99.9%	0.0
差	862.76	862.76	869.66	100.8%	0.0

表-6

令和5年度産業廃棄物処理目標 (単位:t)

廃棄物の種類	アスファルト ・コンクリート塊	コンクリート塊	合計
① 排出量	5,000.0	1,000.0	6,000.0
② 自ら再生利用を行った量	4,000.0	0.0	4,000.0
③ 自ら熱回収を行った量	0.0	0.0	0.0
④ 自ら中間処理により減量した量	0.0	0.0	0.0
⑤ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0	0.0	0.0
⑥ 全処理委託量	1,000.0	1,000.0	2,000.0
⑦ 優良認定処理業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0
⑧ 再生利用業者への処理委託量	1,000.0	1,000.0	2,000.0
⑨ 熱回収認定業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0
⑩ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0	0.0	0.0

## 9. その他

### (1) 廃棄物の処理に係る情報の収集

- ① 本店安全環境部において廃棄物関係法令も含めて各環境法令の情報収集を行い各支店に提供を行うと共に「建設副産物処理要領」をタイムリーに見直し、改訂を行う。
- ② 関係諸機関が行う講習会等へ積極的に参加する。
- ③ 各現場での環境教育・勉強会を実施する。

### (2) その他の取組 (ISO14001等)

- ① ISO14001を平成12年7月25日に取得し、廃棄物処理も含めて環境活動を実施しているところである。
- ② 当社規定の「建設副産物処理要領」に従い、適正な建設副産物処理を実行する。
  - ・ 優良委託処理業者の選定(今後優良認定処理業者の委託量を増やす)  
産業廃棄物処理業者リストの調整
  - ・ 委託契約書の確実な締結
  - ・ マニフェスト管理の徹底
  - ・ 産業廃棄物処理計画書、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の策定と実施書の作成
- ③ ISO14001の環境方針等の情報の公開を行う。
- ④ 鹿島道路株式会社ホームページ URL:<http://www.kajimaro.co.jp>

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 5月 8日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎市竹の久保町20番9号

氏 名 加藤産業株式会社

代表取締役 加藤 博文

電話番号 095-864-7321 (本社)

0957-53-9818 (県央工場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	加藤産業株式会社 生コン事業部県央工場
事業場の所在地	長崎県大村市今村町52-3
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	窯業製品製造業
② 事業の規模	328,523千円 (令和4年度)
③ 従業員数	13名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	生コンクリートの製造過程に於いて発生するコンクリートがらは、自社車両(産業廃棄物収集運搬許可車両)にて中間処分会社((株)張本創研)へ運搬し処分(破碎後再生砕石)を委託している。 (フロー図) 【排出事業者】 【収集運搬業者】 【処分業者】 当営業所 → 加藤産業(株) → (株)張本創研

(日本産業規格 A列4番)





## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)

・産業廃棄物処理法に基づき、自社保有の産業廃棄物収集運搬車両にて確実に中間処分場へ搬出し処分を委託する。又、営業所及び工場間で委託契約書を確実に締結する。

・収集運搬車両1台に1枚、確実にマニフェストを発行し管理する。

## (管理組織図)

工場長 → 積込担当者 → 収集運搬担当者 → 処分業者担当者

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	排 出 量	1,866 t	t
	(これまでに実施した取組) 使用可能なものは、コンクリートブロックを製作する。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	排 出 量	1,500 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・戻りコンクリートブロック用型枠にて可能な限りコンクリートブロックを製作する事により廃棄物を抑制する。 ・生コン注文先の担当者と出荷量を密に打合せする事により、出来る限り余りコンクリートの持帰りを抑制する。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物の種類としてコンクリートがらのみであり分別の取組みは不要と考えられる。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業廃棄物の種類としてコンクリートがらのみであり分別の取組みは不要と考えられる。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 使用可能なものは、コンクリートブロックを製作する。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら
	全処理委託量	1,866 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,866 t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) ・産業廃棄物処理法に基づき、自社保有の産業廃棄物収集運搬車両にて産業廃棄物処分場に確実に搬出する。又、営業所及び工場間で委託契約書を確実に締結する。 ・使用可能なものは、コンクリートブロックを製作する。	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	全処理委託量	1,500 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,500 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  ・戻りコンクリートブロック用型枠にて可能な限りコンクリートブロックを製作することにより廃棄物を抑制する。 ・生コン注文先の担当者と出荷量を密に打合せすることにより、出来る限り限り余りコンクリートの持ち帰りを抑制する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 27日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県松浦市志佐町白浜免字開発2091番地1

氏 名 九州電力株式会社 松浦発電所長 村上 功  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (0956) 72-1241

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	九州電力株式会社 松浦発電所
事業場の所在地	長崎県松浦市志佐町白浜免字開発2091番地1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年間)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	電気業 発電所(火力発電所)
② 事業の規模	12,253,346MWh(令和4年度実績)
③ 従業員数	80名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

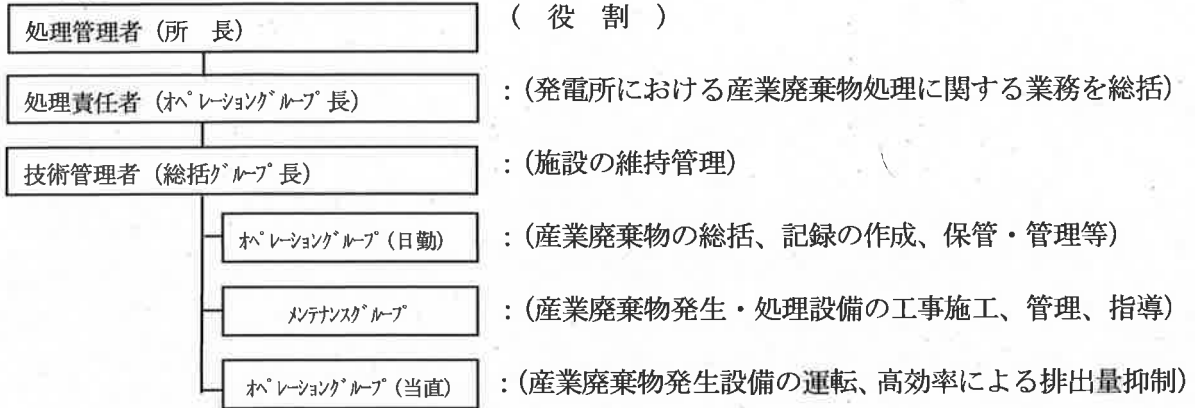
(日本産業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

1 組織及び体制



2 適切な管理処理方法の維持

九州電力㈱では、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」等に基づき、循環型社会の形成に向け、廃棄物の適正な管理処理を行うとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する廃棄物ゼロエミッション活動に取り組んでいます。

また、高い意識を持って法改正等の情報を収集し、「廃掃法」等に基づき制定した「廃棄物管理基準」及び「廃棄物処理マニュアル」等の適切な改正を行い、業務へ反映しています。

3 教育・研修

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| (1) 産業廃棄物に関する各種講習会への参加 | (3) 産業廃棄物排出量の集計及び周知 |
| (2) 最終処分場の状況把握及び周知     | (4) 委託契約先の処理施設の視察   |

4 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、産業廃棄物処理計画、廃棄物の発生、分別、再生利用状況、最終処分場（B灰捨場）埋立状況について情報公開に努めています。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排 出 量	別紙2のとおり	
	(これまでに実施した取組) 別紙2のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排 出 量	別紙2のとおり	
	(今後実施する予定の取組) 別紙2のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙3のとおり	
	(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙3のとおり	
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	497.408 t	t
	(これまでに実施した取組) 発生する汚泥の脱水を確実に実施し、自社処理を実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	917.400 t	t
	(今後実施する予定の取組) 発生する汚泥の脱水を確実に実施する。 脱水率の管理を徹底し、確実な取組みの継続実施を図る。		



## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	1,394.932 t	
	(これまでに実施した取組) 埋立等に関する法令を遵守し、埋立数量や海洋投入処分状況の把握並びに管理徹底を実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	611.600 t	
	(今後実施する予定の取組) 埋立等に関する法令を遵守し、埋立数量や海洋投入処分状況の把握並びに管理徹底を実施。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	
	全処理委託量	別紙4のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙4のとおり	
	再生利用業者への処理委託量	別紙4のとおり	
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙4のとおり	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙4のとおり	
	(これまでに実施した取組)  別紙4のとおり		

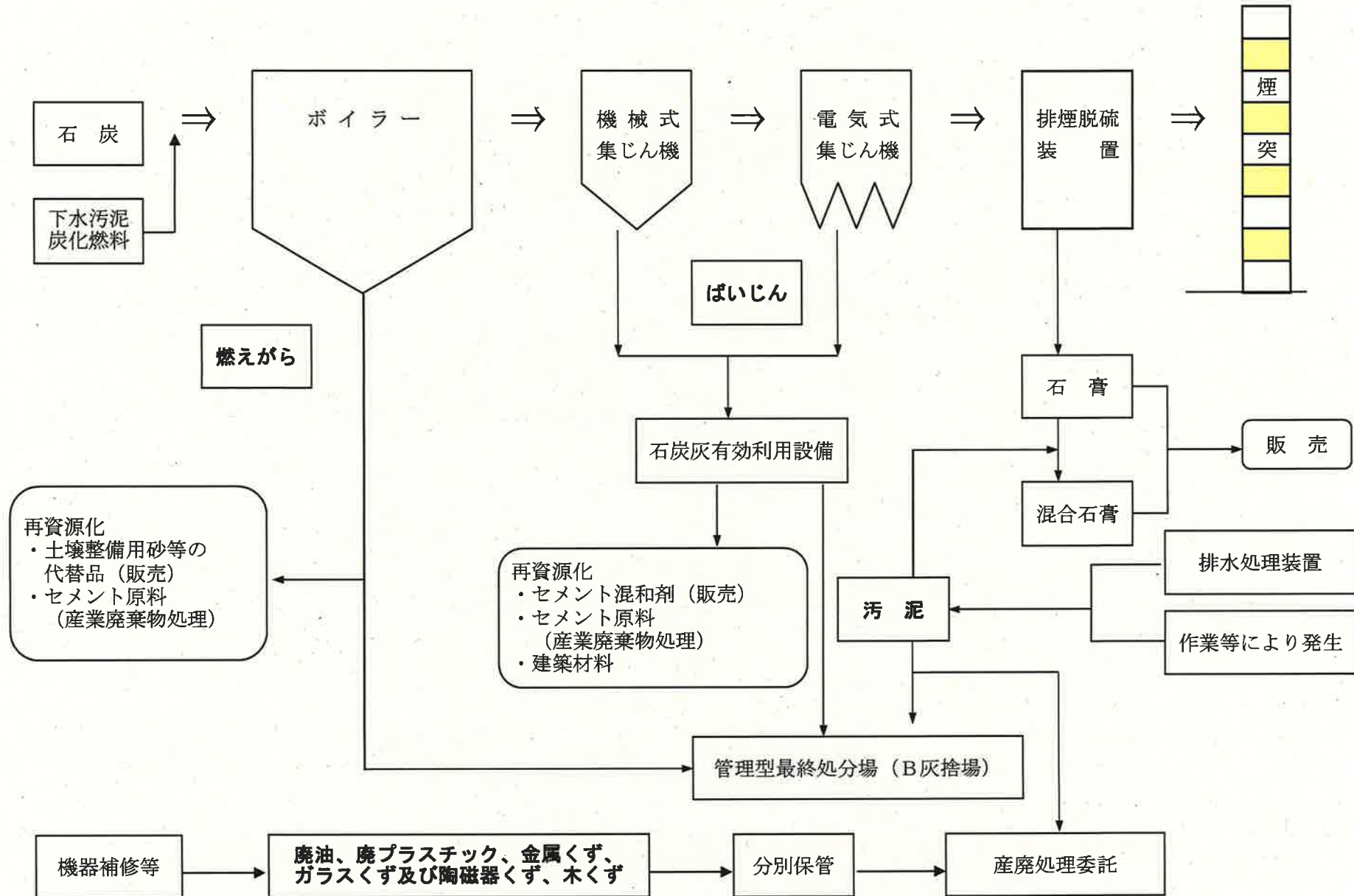
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	
	全処理委託量	別紙4のとおり	
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙4のとおり	
	再生利用業者への 処理委託量	別紙4のとおり	
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙4のとおり	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙4のとおり	
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙4のとおり		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 廃棄物の処理工程

別紙1



再資源化  
・土壌整備用砂等の代替品（販売）  
・セメント原料（産業廃棄物処理）

再資源化  
・セメント混和剤（販売）  
・セメント原料（産業廃棄物処理）  
・建築材料

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項（第2面）

## 【前年度（令和4年度）実績】

[単位：t]

廃棄物の種類	燃えがら	ばいじん	汚泥	廃油	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	木くず	がれき類	廃酸	廃アルカリ	合計
排出量(t)	12,617.680 t	462,844.400 t	1,931.560 t	3.160 t	14.266 t	3.200 t	2.988 t	0.440 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	477,417.694 t

## (これまで実施した取組)

①現状

1 燃えがら	・高効率運転により排出抑制を実施。 ・セメント混和材及び土壌整備用砂等の代替品として再利用（売却）を図ることにより排出量の抑制を実施。
2 ばいじん	・高効率運転により排出抑制を実施。 ・セメント混和材及び建築材料等として再利用（売却）を図ることにより排出量の抑制を実施。
3 汚泥	・排煙脱硫装置で生成される石膏へ混合し、排出抑制を実施。
4 工事に伴う産業廃棄物	・排出量の抑制となるような設計・施工を実施。

## 【令和5年度目標】

廃棄物の種類	燃えがら	ばいじん	汚泥	廃油	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	木くず	がれき類	廃酸	廃アルカリ	合計
排出量(t)	14,900.000 t	405,000.000 t	1,568.700 t	1,233 t	8.014 t	3.890 t	1.365 t	0.525 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	421,483.727 t

## (今後実施する予定の取組)

②計画

1 燃えがら	・高効率運転による排出抑制を継続して実施する。 ・セメント混和材及び土壌整備用砂等の代替品として再利用（売却）を図ることによる排出量の抑制を継続して実施する。
2 ばいじん	・高効率運転による排出抑制を継続して実施する。 ・セメント混和剤及び建築材料等として再利用（売却）を図ることによる排出量の抑制を継続して実施する。
3 汚泥	・排煙脱硫装置で生成される石膏へ混合し、排出抑制を継続して実施する。
4 工事に伴う産業廃棄物	・排出量の抑制となるような設計・施工を継続して実施する。
5 その他廃棄物	・排出量抑制への検討等を実施する。

産業廃棄物の分別に関する事項 (第2面)

① 現 状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	1 排出する産業廃棄物は、その種類ごとに容器を区別して保管を実施。 2 分別した産業廃棄物の保管状況を確認し、分別の徹底を実施。
② 計 画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	1 排出する産業廃棄物は、その種類ごとに容器を区別して保管することを継続して実施する。 2 分別した産業廃棄物の保管状況を確認し、分別の徹底を継続して実施する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項 (第3面)

【前年度 (令和4年度) 実績】												[単位: t]	
① 現 状	産業廃棄物の種類	燃えがら	ばいじん	汚泥	廃油	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	木くず	がれき類	廃酸	廃アルカリ	合計
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	5,040.000 t	69,791.100 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	74,831.100 t
(これまで実施した取組)													
1 燃えがらは、グラント整備材や路盤改良材の有価物として利用を実施。													
2 ばいじん (有価物として利用したものを除く) は、セメント会社等にてセメント原料化を実施。													
3 埋立等に関する法令を遵守し、埋立数量や海洋投棄処分処理状況の把握並びに管理徹底を実施。													
【令和5年度目標】													
② 計 画	産業廃棄物の種類	燃えがら	ばいじん	汚泥	廃油	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	木くず	がれき類	廃酸	廃アルカリ	合計
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.000 t	20,000.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	20,000.000 t
(今後実施する予定の取組)													
1 燃えがら (有価物として利用したものを除く) は、再利用ができない場合等、状況を踏まえ海洋投入埋立処分を実施する。													
2 ばいじん (有価物として利用したものを除く) は、再利用できない場合等、状況を踏まえ海洋投入埋立処分を実施する。													
3 埋立等に関する法令を遵守し、埋立数量や海洋投棄処分処理状況の把握並びに管理徹底を継続して実施する。													

産業廃棄物の処理の委託に関する事項(第4面、第5面)

[単位: t]

前年度(令和4年度)実績	燃えがら	ばいじん	汚泥	廃油	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	木くず	がれき類	廃酸	廃アルカリ	合計
全量処理委託量	7,577.680 t	393,053.300 t	39.220 t	3.160 t	14.266 t	3.200 t	2.988 t	0.440 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	400,694.254 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	3,608.000 t	0.000 t	3.160 t	14.266 t	3.200 t	2.988 t	0.440 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	3,632.054 t
再生利用業者への処理委託量	7,577.680 t	389,445.300 t	39.220 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	397,062.200 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0.000 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0.000 t

① 現状

(これまで実施した取組)

- 1 ばいじんは、セメント処理会社等に委託しセメントの原料として再利用を実施。
- 2 その他の廃棄物においても、リサイクル情報収集、調査、検討を踏まえ、セメント原料化や売却等により再利用を実施。
- 3 廃棄物の収集・運搬・最終処分状況を目視による確認を行い、定期的に状況把握を実施。

令和5年度目標	燃えがら	ばいじん	汚泥	廃油	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	木くず	がれき類	廃酸	廃アルカリ	合計
全量処理委託量	14,900.000 t	385,000.000 t	39.700 t	1.233 t	8.014 t	3.890 t	1.365 t	0.525 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	399,954.727 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.000 t	29,000.000 t	0.000 t	1.233 t	8.014 t	3.890 t	1.365 t	0.525 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	29,015.027 t
再生利用業者への処理委託量	14,900.000 t	356,000.000 t	39.700 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	370,939.700 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0.000 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	0.000 t

② 計画

(今後実施する予定の取組)

- 1 燃え殻及びばいじんは、セメント処理会社等へ委託しセメント原料として再利用を実施する。
- 2 その他の廃棄物においても、リサイクル情報収集、調査、検討を踏まえ、セメント原料化や売却等により再利用を継続して実施する。
- 3 廃棄物の収集・運搬・最終処分状況等の目視確認及び、定期的な現状把握を継続して実施する。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 26日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 大村市東本町 287-4  
氏 名 九鉄工業株式会社 長崎支店  
支店長 赤嶺 壽尋  
電話番号 0957-46-3136

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	九鉄工業株式会社 長崎支店
事業場の所在地	長崎県大村市東本町287-4
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
06 事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	完成工事高 4,565百万円
③従業員数	52名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格

A列4番)





産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙3のとおり

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設汚泥・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・廃石膏ボード コンクリートがら等利用できるものを分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取組を維持し、原料として再利用できるものを分別する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項    別紙4のとおり

① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。





# 管理体制

本 社

専務(廃棄物担当役員)

企画本部

土木本部

建築本部

線路本部

総務部

廃棄物担当部

長崎支店

支店長(廃棄物処理統括責任者)

総務課  
廃棄物処理  
担当課

土木課  
廃棄物処理  
管理責任者

建築課  
廃棄物処理  
管理責任者

軌道課  
廃棄物処理  
管理責任者

支 店

支 店

作業所又は保線所  
・作業所長(産業廃棄物責任者)  
・保線所長( " )

作業所

作業所

作業所

作業所

作業所

協力会社



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(2022年度)実績】															
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	混合廃棄	木くず	金属くず	ガラス陶磁器くず	その他がれき	コンクリートがら	アスコンがら	管理型建設混合	管理型混合	がれき類石綿含有	伐採材・伐根材	廃油
排出量	11.3t	22.5t	4.7t	8.3t	209.6t	7.1t	0.1t	209.5t	636.1t	80.0t	6.2t	0.6t	2.2t	25.0t	0.2t
(これまでに実施した取組) 廃棄物の処理について次に掲げる事項を実施し、また、協力会社にも必要な指導を行う															
①現状	ア.発生抑制 ・設計及び施行計画段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。														
	イ.再生利用 ・作業所内で資材を繰り返し使用する。 ・廃棄物を再生利用施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。 ・廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進する。														
	ウ.中間処理 ・汚泥の脱水を行うなど、中間処理を推進する。														
	エ.その他 ・処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。 ・特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。														
【目標】															
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	混合廃棄	木くず	金属くず	ガラス陶磁器くず	その他がれき	コンクリートがら	アスコンがら	管理型建設混合	管理型混合	がれき類石綿含有	伐採材・伐根材	廃油
排出量	11.1t	22.1t	4.6t	8.1t	205.4t	7.0t	0.1t	205.3t	623.4t	78.4t	6.1t	0.6t	2.2t	24.5t	0.2t
(今後実施する予定の取組) これまで実施した取り組みを継続し、産業廃棄物処理の減量達成率の目標は対前年の2%減とする。															
②計画															

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(2022年度)実績】																
産業廃棄物の種類		建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	混合廃棄	木くず	金属くず	ガラス陶磁器くず	その他がれき	コンクリートがら	アスコンがら	管理型建設混合	管理型混合	がれき類石綿含有	伐採材・伐根材	廃油
①現状	排出量	11.3t	22.5t	4.7t	8.3t	209.6t	7.1t	0.1t	209.5t	636.1t	80.0t	6.2t	0.6t	2.2t	25.0t	0.2t
	優良事業者への処理委託量	11.3t	14.2t	4.7t	8.3t	184.6t	4.0t	0.0t	22.1t	28.6t	1.5t	6.2t	0.6t	0.0t	0.0t	0.2t
	再生利用事業者への処理委託量	11.3t	22.5t	4.7t	8.3t	209.6t	7.1t	0.1t	209.5t	636.1t	80.0t	6.2t	0.6t	2.2t	25.0t	0.2t
	認定熱回収業者への処理委託量															
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量															
(これまでに実施した取組) ・廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。 ・廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進する。																
【目標】																
産業廃棄物の種類		建設汚泥	廃プラスチック類	紙くず	混合廃棄	木くず	金属くず	ガラス陶磁器くず	その他がれき	コンクリートがら	アスコンがら	管理型建設混合	管理型混合	がれき類石綿含有	伐採材・伐根材	廃油
②計画	全処理委託量	11.1t	22.1t	4.6t	8.1t	205.4t	7.0t	0.1t	205.3t	623.4t	78.4t	6.1t	0.6t	2.2t	24.5t	0.2t
	優良事業者への処理委託量	11.1t	14.0t	4.6t	8.1t	180.9t	3.9t	0.0t	21.6t	28.0t	1.5t	6.1t	0.6t	0.0t	0.0t	0.2t
	再生利用事業者への処理委託量	11.1t	22.1t	4.6t	8.1t	205.4t	7.0t	0.1t	205.3t	623.4t	78.4t	6.1t	0.6t	0.0t	24.5t	0.2t
	認定熱回収業者への処理委託量															
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量															
(今後実施する予定の取組) ・廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。 ・廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進する。																

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月27日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県東彼杵郡川棚町百津郷296

氏 名 クアーズテック株式会社 長崎事業所  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

事業所長 佐藤 幸夫

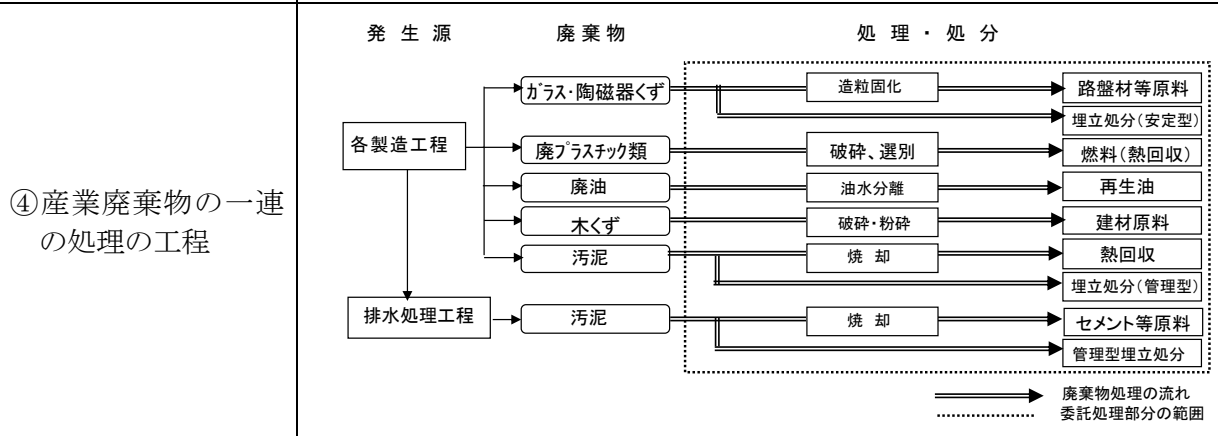
電話番号 0956-82-2970

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	クアーズテック株式会社 長崎事業所
事業場の所在地	長崎県東彼杵郡川棚町百津郷296
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	21 窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	8,367百万円(2022年1月～2022年12月までの売上高)
③ 従業員数	305名



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	2,674.497 t	
	(これまでに実施した取組) ・ 歩留向上施策の実施		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	685.783 t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 歩留向上施策の継続実施		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃棄物収集場の区画整備、分別に関する啓蒙活動実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 分別の継続		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
② 計画	【目標】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0t	
(これまでに実施した取組) ・特になし			
② 計画	【目標】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0t	
(今後実施する予定の取組) ・特になし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	
	(これまでに実施した取組) ・ 特になし		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	2,674.497 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	2,217.857t	
	再生利用業者への処理委託量	459.207t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	150.110t	
	(これまでに実施した取組) ・ 廃棄物の有価化検討		

② 計画	【目標】		別紙のとおり
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	685.783 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	248.837 t	
	再生利用業者への 処理委託量	385.353 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	126.069 t	
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立や焼却等の最終処分として排出している物を再資源化として処分が可能な処分先の開拓</li> </ul>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月2日

長崎県知事 殿

提出者

住 所 福岡県福岡市中央区渡辺通4-10-10

氏 名 株式会社熊谷組 九州支店

支店長 山下 正治

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 092-721-0158

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社熊谷組 九州支店
事業場の所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通4-10-10
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	元請完成工事高：25,454百万円
③従業員数	185人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ISO14001に係る取り組みの中で廃棄物の適正処理に関する教育を行っている。 ・作業所業務においては協力業者を対象として新規入場時教育等により産業廃棄物の排出抑制ならびに分別の教育指導を行っている。 ・余剰資材の発生しない資材搬入管理を行う。 ・効率的な歩留まりを考慮した資材の発注を行う。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も現状の取組みを維持して行く。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・安定型産業廃棄物とそれ以外の廃棄物を分別する。 ・コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、木くず、金属くず、紙くず（段ボール）、廃プラスチック類については、分別を徹底する。 ・現場作業員の生活系廃棄物（生ゴミ、新聞などの一般廃棄物）は、直接工事から排出される廃棄物と分別する。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・今後も現状の取組みを維持して行く。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
（これまでに実施した取組） 特になし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
（今後実施する予定の取組） 特になし。			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別を徹底し混合廃棄物の発生を抑制する。</li> <li>・ アスファルト・コンクリートについては、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託する。</li> <li>・ コンクリートについては、自社にて再利用を促進するとともに、再利用できない場合は、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託する。</li> <li>・ 木くずについては、分別を徹底し、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託し、チップ化、堆肥化、固形燃料化などを行う</li> </ul>		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も現状の取組みを維持して行く。		
※事務処理欄			

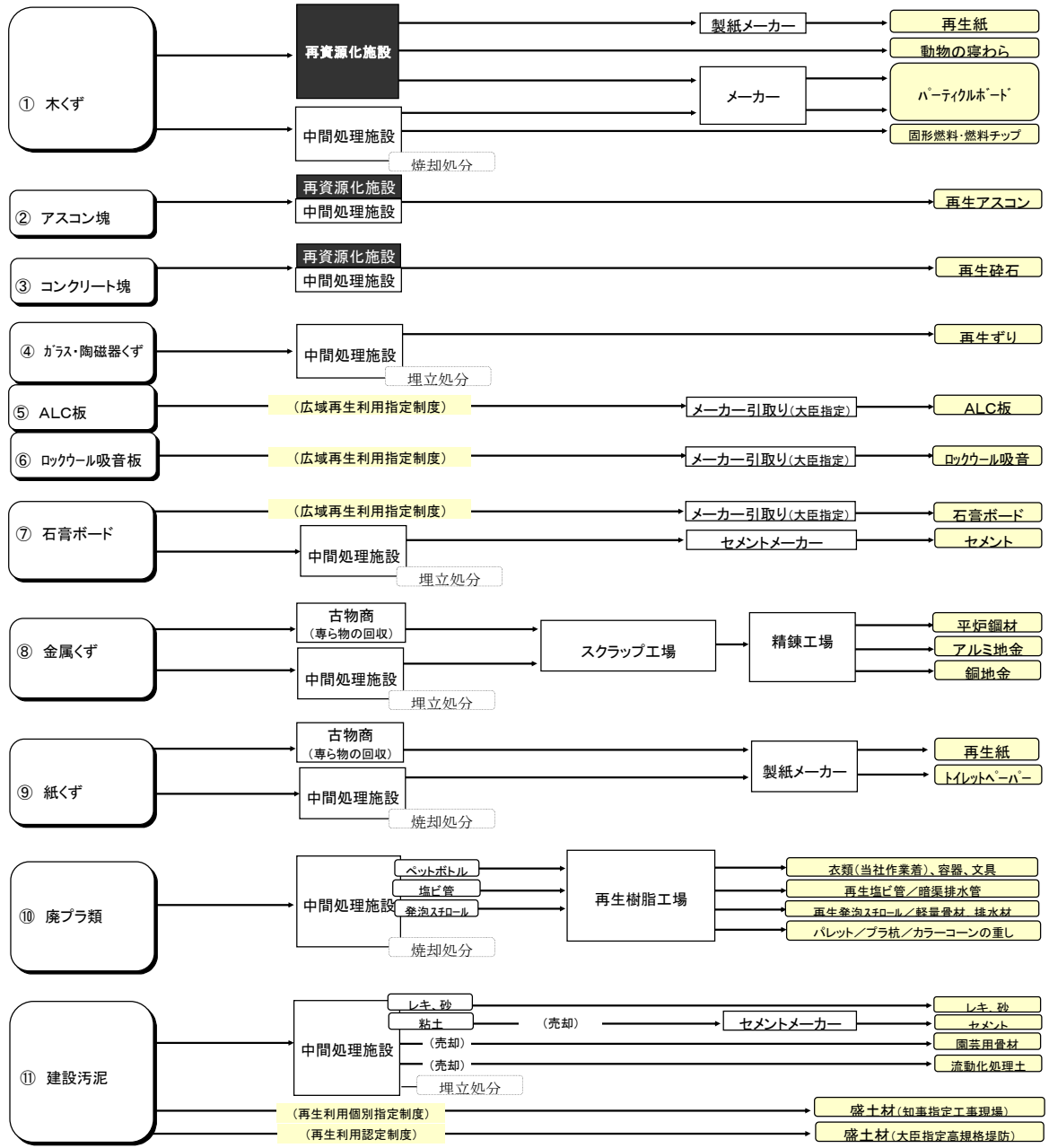
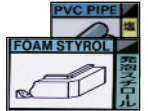
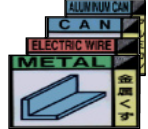
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

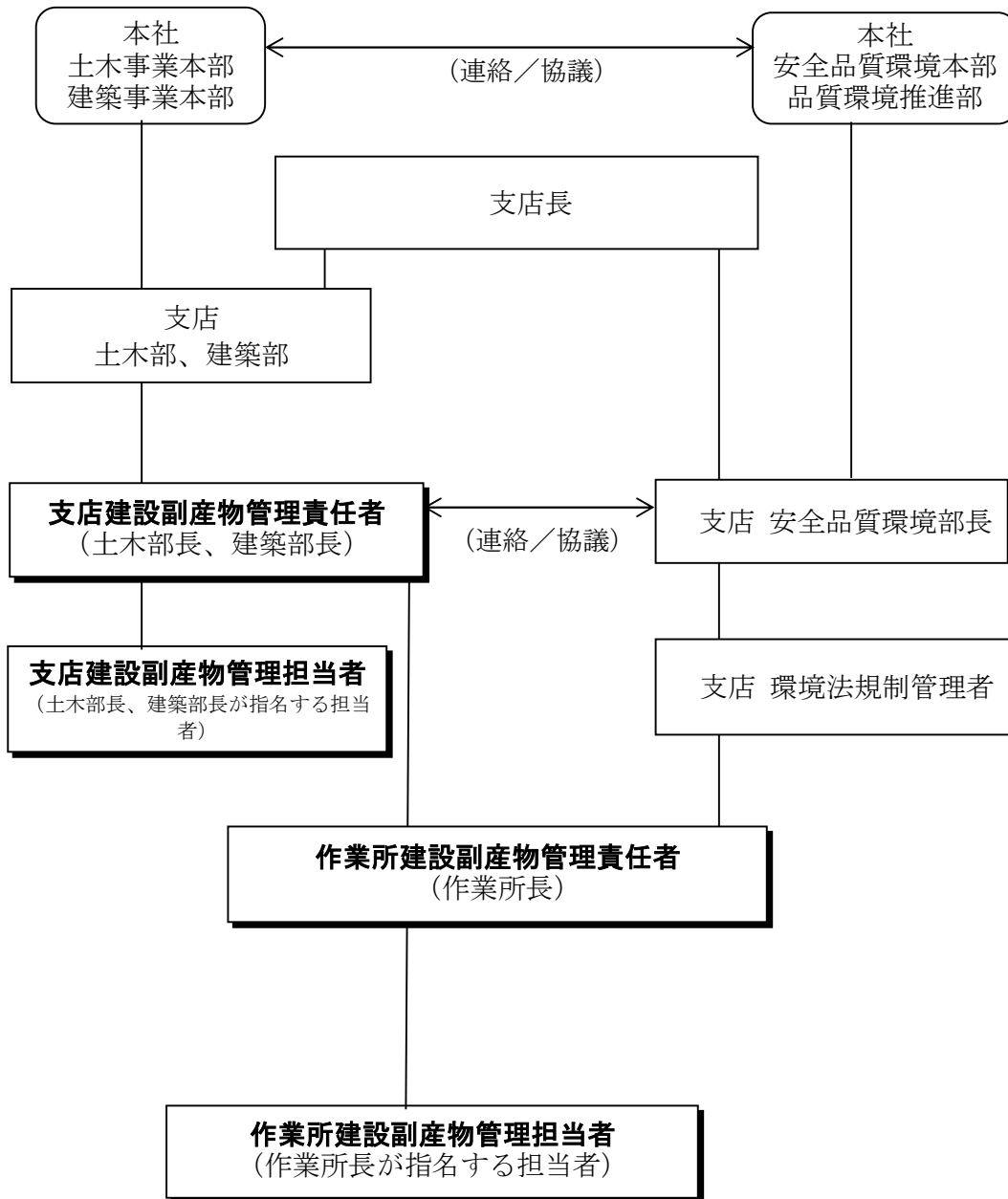
発生排出状況

工種別の廃棄物

- 《準備・仮設工事》
  - (1) 伐開除根工事
    - 伐採材/除根材 ①
  - (2) 既設構造物撤去工事
    - アスコン塊 (舗装) ②
    - コンクリート塊 (擁壁等) ③
    - ブロック等 (2次製品) ④
  - (3) 仮設工事
    - 番線、単管パイプ ⑧
    - カラスプレーの空缶 ⑧
    - 電線 ⑧
    - 段ボール ⑨
    - ブルーシート/土のう袋 ⑩
    - 発泡スチロール (梱包用) ⑩
- 《掘削・基礎工事》
  - 丁張材、矢板 ①
  - P C杭頭/現場打杭頭はつきず ④
  - セメント系固化材のトン袋 ④
  - 廃棄泥水/泥水混り掘削土など ⑪
  - (アースドリル/S MW/リバース)
- 《躯体工事》
  - さん木/ばた角 ①
  - 型枠用合板 ①
  - A L C版の端材 ④⑤
  - 番線くず、鉄筋端材 ⑧
  - 紙ボイド ⑨
  - ブラ面木/ブラ目地棒 ⑩
- 《建築工事》
  - (1) 仕上工事
    - 木工事の木くず ①
    - コンクリートなどはつりくず ④
    - タイル/陶器/ガラスの端材 ④
    - ロックウール吸音板 ④⑥
    - 石膏ボードの端材 ⑦
    - 塗料空缶 ⑧
    - サッシ端材 ⑧
    - 軽鉄 (軽量鉄骨下地) ⑧
    - 壁紙/クロス ⑩
    - 吹付工事の養生ビニール ⑩
    - コーキング空きチューブ ⑩
  - (2) 設備・外構・屋根工事
    - U字溝、ブロック等の端材 ④
    - 養生材 (ガラス繊維) ④
    - ダクト端材 ⑧
    - 配管塩ビ端材 ⑩
    - 防水シート ⑩
- 《土木工事》
  - セグメントシール材 ⑩
  - 廃棄泥水/泥水混り掘削土など (泥水シールド工法など) ⑪
  - 脱水ケーキ (濁水処理プラント) ⑪
- 《一般廃棄物》
  - ジュース缶 (スチール/アルミ) ⑧
  - 新聞紙/コピー用紙 ⑨
  - コンビニ弁当箱/ペットボトル ⑩
  - ゴム手袋 ⑩



## 【別添2】管理体制図





産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和4年度)実績量  
 計画:今年度(令和5年度)計画量(目標)

単位:トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量		処理の委託									
	排出量				自ら熱回収を行った(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
汚泥	0.11	0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	0.11	0.10	0.00	0.00	0.11	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	57.89	52.10	-	-	-	-	-	-	-	-	57.89	52.10	57.89	52.10	57.89	52.10	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	13.53	12.18	-	-	-	-	-	-	-	-	13.53	12.18	13.53	12.18	13.53	12.18	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	667.43	600.69	-	-	-	-	-	-	-	-	667.43	600.69	256.58	230.92	667.43	600.69	0.00	0.00	0.00	0.00
繊維くず	0.04	0.04	-	-	-	-	-	-	-	-	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	10.62	9.56	-	-	-	-	-	-	-	-	10.62	9.56	10.62	9.56	10.62	9.56	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス陶磁器等くず	3.30	2.97	-	-	-	-	-	-	-	-	3.30	2.97	3.30	2.97	3.30	2.97	0.00	0.00	0.00	0.00
コンクリート片	632.73	569.46	-	-	-	-	-	-	-	-	632.73	569.46	632.73	569.46	632.73	569.46	0.00	0.00	0.00	0.00
アス・コン片	1,070.00	963.00	-	-	-	-	-	-	-	-	1,070.00	963.00	1,070.00	963.00	1,070.00	963.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他がれき類	294.08	264.67	-	-	-	-	-	-	-	-	294.08	264.67	294.08	264.67	294.08	264.67	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	2,749.73	2,474.77	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,749.73	2,474.77	2,338.77	2,104.90	2,749.73	2,474.77	0.00	0.00	0.00	0.00

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 1日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 佐賀県伊万里市東山代町長浜2150番地1

氏 名 株式会社 古賀物産

代表取締役 古賀政博

電話番号 0955-23-4188

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 古賀物産 コガ生コン諫早工場
事業場の所在地	長崎県諫早市飯盛町佐田1041-1
計画期間	2023年 4月 1日 ~ 2024年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E21 窯業・土石製品製造
② 事業の規模	前年度出荷実績 2,424 m <sup>3</sup>
③ 従業員数	15人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格

A列4

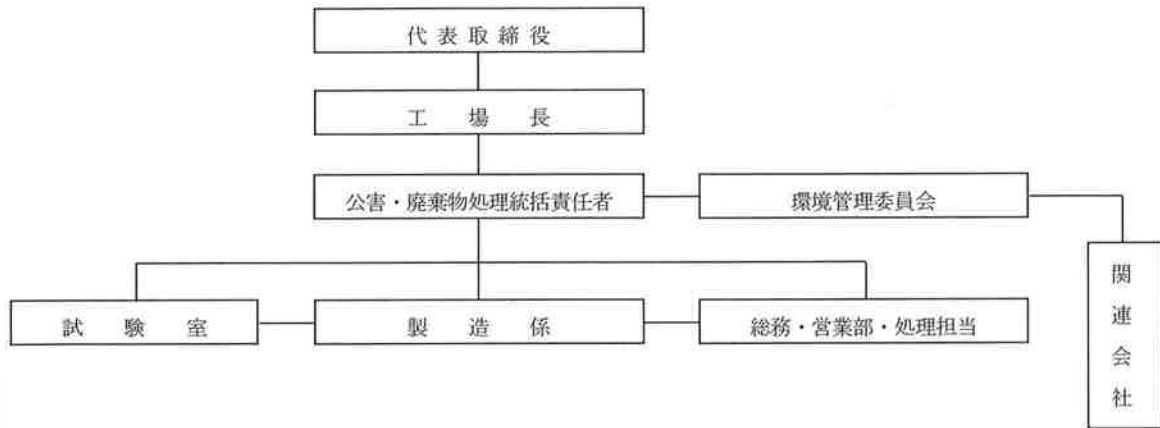
受付

-5.6.-7

資源循環  
推進課

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（2022年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	2,424 t	t
	(これまでに実施した取組) 当工場の産業廃棄物の約90%が現場からの戻り残コンクリートであり、打設現場との連絡調整を行い戻り残コンクリートの発生を抑制する。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	1,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 工事施工業者の担当者とコンクリートの打設工程、打設日毎の数量等を事前に打合せる。 ・ 打設当日は予定出荷数量を確認し担当者と密に連絡を取り、施工完了数量を正確に調整し戻り残コンクリートの発生を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	<b>【前年度（2022年度）実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	<b>【目標】</b>	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	<b>【前年度（2022年度）実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
②計画	<b>【目標】</b>	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	2,424 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	2,424 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,424 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 中間処理業者へ処理（破碎）を委託し再生砕石（再生クラッシャーラン RC-40）として100%再利用		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	1,000 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,000 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 中間処理業者への処理(破碎)を委託し再生砕石(再生クラッシャー ランRC-40)として100%再利用		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 27日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所

長崎県五島市大円寺町6番1号

氏 名

五島技建工業株式会社

代表取締役 今村 伊久雄

電話番号

0959-72-2928

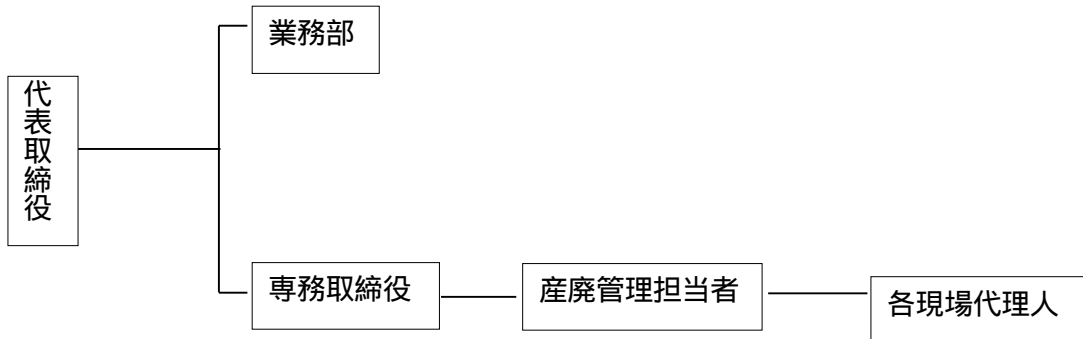
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	五島技建工業株式会社		
事業場の所在地	長崎県五島市大円寺町6番1号		
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
事業の種類	建設業		
事業の規模	¥240,000,000-		
従業員数	20人		
産業廃棄物の一連の処理の工程	発生源	廃棄物	処理・処分
	各工事現場	がれき類 木くず 金属くず 建設混合廃棄物 廃プラスチック	→ 再資源化処理施設 → 安全型埋立処分施設



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

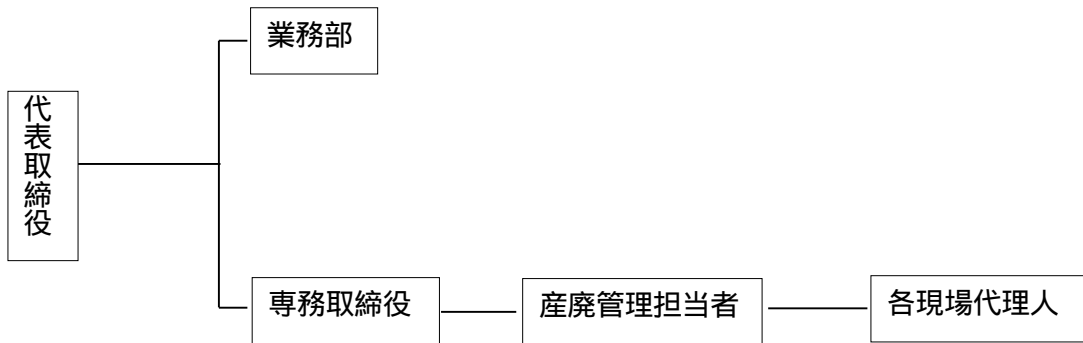
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排出量	2197.06 t	0.55 t
	(これまでに実施した取組) 発生した廃棄物は再生資源化処理施設へ処理を委託する		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排出量	3000 t	2 t
	(今後実施する予定の取組) 発生した廃棄物は再生資源化処理施設へ処理を委託する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスガラ・コンガラ・木くず・金属くず・建設混合廃棄物 廃プラスチック
計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスガラ・コンガラ・木くず・金属くず・建設混合廃棄物 廃プラスチック

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

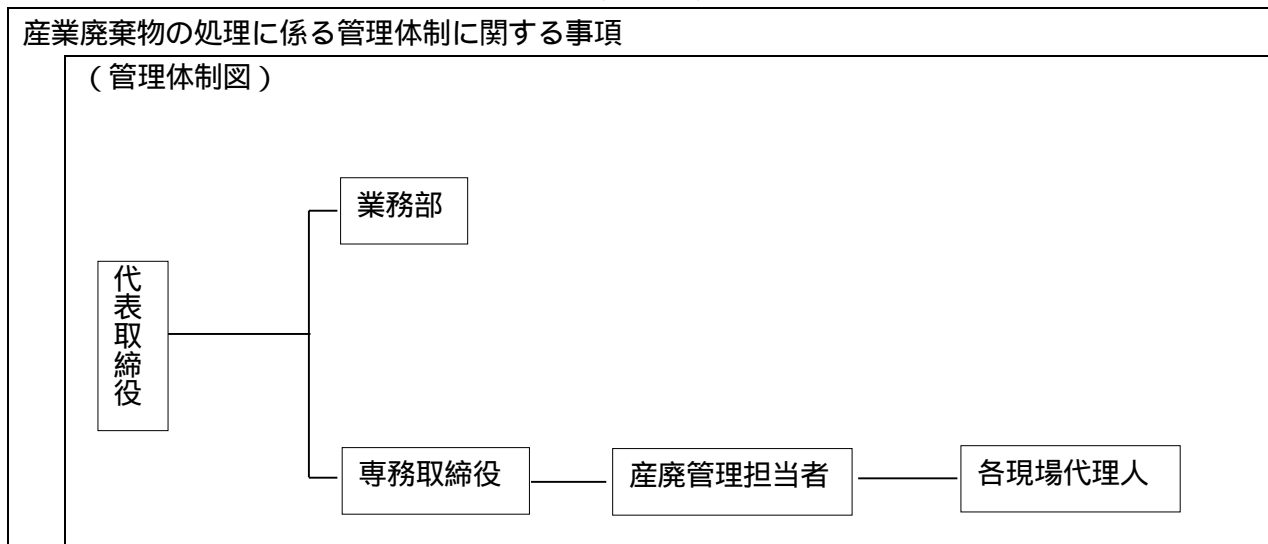


産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	【前年度（令和04年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設業混合廃棄物	金属くず
	排出量	1.04 t	0.06
	(これまでに実施した取組) 発生した廃棄物は再生資源化処理施設へ処理を委託する。 混合廃棄物については、分別を徹底し、発生を抑制しています。		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設業混合廃棄物	金属くず
	排出量	0.5 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) 発生した廃棄物は再生資源化処理施設へ処理を委託する。 混合廃棄物については、分別を徹底し、発生を抑制していく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスガラ・コンガラ・木くず・金属くず・建設混合廃棄物 廃プラスチック
計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスガラ・コンガラ・木くず・金属くず・建設混合廃棄物 廃プラスチック



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	【前年度（令和04年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	
	排出量	0.35 t	
	(これまでに実施した取組) 発生した廃棄物は、発注者の計画に準じて適切に処理する。		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック	
	排出量	1 t	t
	(今後実施する予定の取組) 発生した廃棄物は、発注者の計画に準じて適切に処理する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスガラ・コンガラ・木くず・金属くず・建設混合廃棄物 廃プラスチック
計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスガラ・コンガラ・木くず・金属くず・建設混合廃棄物 廃プラスチック

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組）			
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	建設混合廃棄物
	全処理委託量	2197.06 t	1.04 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	2197.06 t	1.04 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	3000 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	3000 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 7 欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 30日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎市扇町12-7

氏 名 株式会社小山建設 小山幸馬

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 095-849-3002

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 小山建設
事業場の所在地	長崎市扇町12-7
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06:総合建設業
②事業の規模	元請完成工事高:3,036,768,000
③従業員数	54人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph LR; A[土木工事、建築工事 施工・発生] --&gt; B[分別・保管]; B --&gt; C[収集]; C --&gt; D[中間処理]; D --&gt; E[最終処分]; D --&gt; F[中間処理];</pre>

(日本産業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
<p>本社産廃管理部</p> <p>┆</p> <p>専務</p> <p>┆</p> <p>┆ 総務部 (産業廃棄物管理担当部長)</p> <p>┆</p> <p>┆ 工事現場管理責任者</p>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)  ・排出抑制 工事施工前及び施工中において施主、発注者(元請)等と十分協議の上、計画を立てて実行している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  ・排出抑制 工事施工前及び施工中において施主、発注者(元請)等と十分協議の上、計画を立てて実行する。 ・減量対策 工事関係者、現場作業員の意識の高揚を図る。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・各工事現場にて専用ボックスを設け、それぞれに分別集積し排出している		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・各工事現場にて専用ボックスを設け、それぞれに分別集積し排出する。 ・工事関係者、現場作業員の意識の高揚を図る。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生処理業者への処理委託を行い、最終処分量の提言を図っている。			

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 県内優良認定処理業者への処理委託量を増やせるよう検討を行う。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月7日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県長崎市興善町2番8号

氏 名 株式会社 西海建設

代表取締役 寺澤孝憲

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 095-825-1413

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 西海建設
事業場の所在地	長崎県長崎市興善町2番8号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	令和4年度元請完成工事高 1,207,883万円
③従業員数	202名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	①廃棄物処理方針を立てる ②発注者及び処理業者と事前に十分な打合せを行う ③建設廃棄物の発生量を予測する ④施工方法、資材を検討し廃棄物の発生を抑制する ⑤発生するものについては、出来るだけ再生処理による減量化を図る ⑥再生利用できない場合には、中間処理による減量化を検討する ⑦廃棄物として処分するものについては、適正な保管・収集運搬・処分の方法を選定する ⑧処理方法に応じた現場内での分別方法について検討する ⑨処理を委託する場合には、委託する処理業者の許可内容などを確認する

（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	排 出 量	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	(これまでに実施した取組) 1) 排出抑制 設計及び施工計画段階で、施主及び発注者元請業者と十分に検討を行い、協議・承認を交わし計画を策定する。 2) 減量化対策 役割分担の明確化と意識の高揚、地元・地域施設への還元		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	排 出 量	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	(今後実施する予定の取組) 1) 排出抑制 設計及び施工計画段階で、施主及び発注者元請業者と十分に検討を行い、協議・承認を交わし計画を策定する。 2) 減量化対策 役割分担の明確化と意識の高揚、地元・地域施設への還元		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1. 再生利用などによる減量化を含めた分別に努める ・再生可能品目の分別 ・一般廃棄物の分別 ・中間処理に適合した分類 ・安定型廃棄物とそれ以外の分類
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1. 再生利用などによる減量化を含めた分別に努める ・再生可能品目の分別 ・一般廃棄物の分別 ・中間処理に適合した分類 ・安定型廃棄物とそれ以外の分類



## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) ・特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) ・特になし			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	全処理委託量	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	再生利用業者への処理委託量	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物の処理許可証、運搬車両の登録などの確認を行い、委託を行った。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	全処理委託量	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	再生利用業者への 処理委託量	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙集計表のとおり	別紙集計表のとおり
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>産業廃棄物の処理許可証、運搬車両の登録などの確認を行い、委託を行う。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

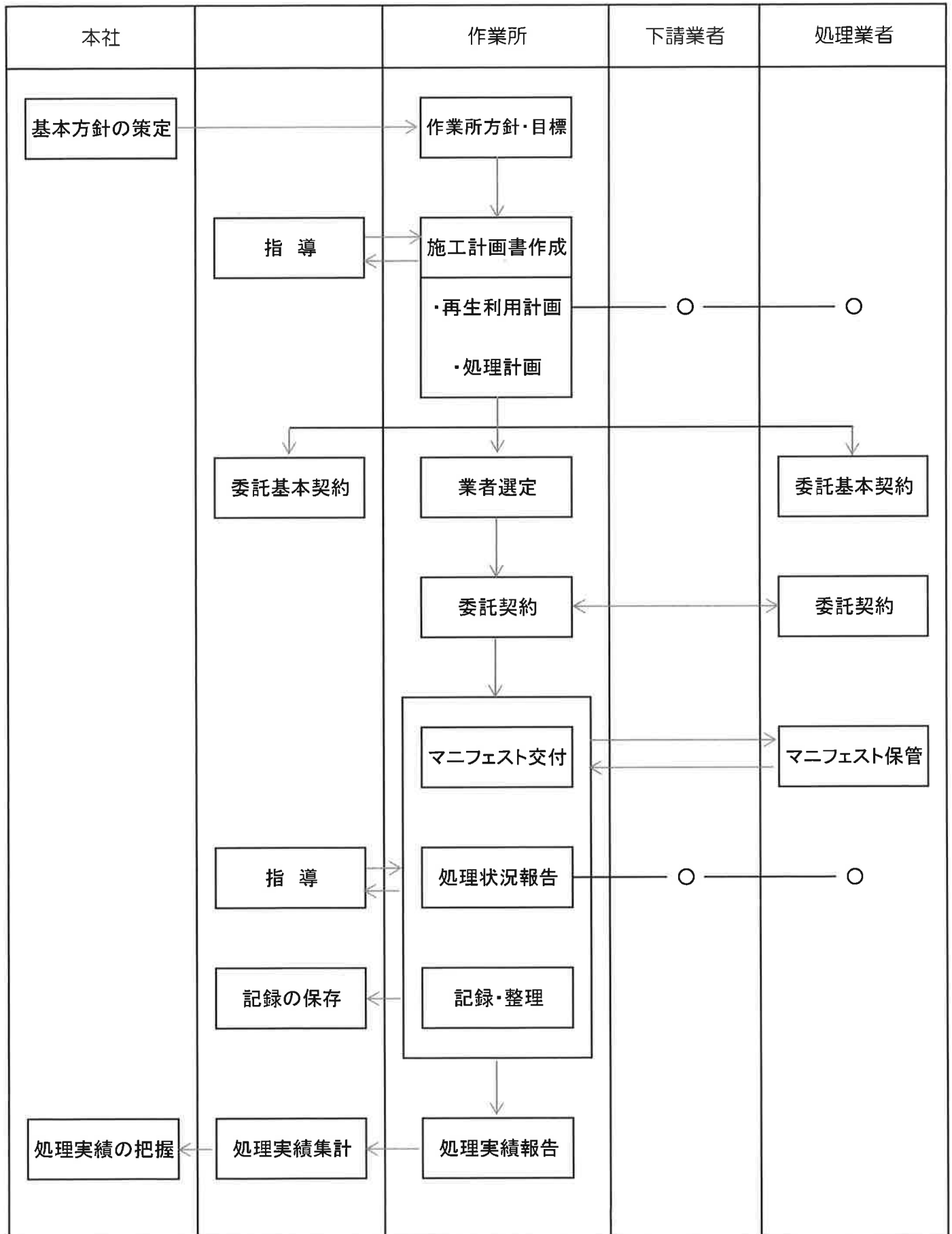
産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和4年度)実績量  
 計画:今年度(令和5年度)計画量(目標)

単位:トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量		処理の委託									
	排出量				自ら熱回収を行った(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
汚泥	5.72	5.15	-	-	-	-	-	-	-	-	5.72	5.15	0.00	0.00	5.72	5.15	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	40.19	36.17	-	-	-	-	-	-	-	-	40.19	36.17	16.63	14.97	40.19	36.17	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	0.30	0.27	-	-	-	-	-	-	-	-	0.30	0.27	0.30	0.27	0.30	0.27	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	83.07	74.76	-	-	-	-	-	-	-	-	83.07	74.76	42.08	37.87	83.07	74.76	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	43.40	39.06	-	-	-	-	-	-	-	-	43.40	39.06	41.25	37.13	43.40	39.06	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス陶磁器等くず	5,468.00	4,921.20	-	-	-	-	-	-	-	-	5,468.00	4,921.20	9.00	8.10	5,468.00	4,921.20	0.00	0.00	0.00	0.00
コンクリート片	1,531.70	1,378.53	-	-	-	-	-	-	-	-	1,531.70	1,378.53	0.00	0.00	1,531.70	1,378.53	0.00	0.00	0.00	0.00
アス・コン片	1,148.82	1,033.94	-	-	-	-	-	-	-	-	1,148.82	1,033.94	0.00	0.00	1,148.82	1,033.94	0.00	0.00	0.00	0.00
その他がれき類	144.45	130.01	-	-	-	-	-	-	-	-	144.45	130.01	111.00	99.90	144.45	130.01	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物(管理型)	42.77	38.49	-	-	-	-	-	-	-	-	42.77	38.49	23.01	20.71	42.77	38.49	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	8,508.42	7,657.58	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8,508.42	7,657.58	243.27	218.95	8,508.42	7,657.58	0.00	0.00	0.00	0.00

# 産業廃棄物の処理に係る管理体制



産業廃棄物処理計画書

令和5年6月28日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2

氏 名 佐々町下水道事業

佐々町長 古庄 剛

電話番号 0956-62-2101 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	佐々浄化管理センター
事業場の所在地	長崎県北松浦郡佐々町小浦免41番地3
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
事業の種類	下水道施設維持管理業(日本標準産業分類番号 3631)
事業の規模	年間処理水量 1,816,777m <sup>3</sup> (R4年度実績)
従業員数	9名(施設維持管理業務を民間委託)
産業廃棄物の一連の処理の工程	下水道汚泥(処理工程詳細は別紙のとおり) 当該施設で汚泥脱水(脱水ケーキ) 運搬処理業者(民間)へ委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
佐々町長	水道課	施設維持管理業者(民間委託)	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	下水道汚泥(脱水ケーキ)	
	排出量	1,840.5 t	t
	(これまでに実施した取組) 遠心脱水機のメンテナンス		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水道汚泥(脱水ケーキ)	
	排出量	1,800 t	t
	(今後実施する予定の取組) 凝集剤の再検討		
産業廃棄物の分別に関する事項			
現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		



(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組）			
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組）			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水道汚泥（脱水ケーキ）	
	全処理委託量	1,840.5 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,840.5 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 当該センター内で汚泥濃縮及び脱水し、脱水ケーキを作り、運搬処理業者（民間業者）へ委託している。 なお、委託業者により焼却処分後、焼却灰を土壌改良剤及び溶融スラグとして再利用している。		

## (第5面)

計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水道汚泥(脱水ケーキ)	
	全処理委託量	1,800 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,800 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>当該センター内で汚泥濃縮及び脱水し、脱水ケーキを作り、運搬処理業者(民間業者)へ委託を行う。</p> <p>なお、委託業者により焼却処分後、焼却灰を土壌改良剤及び溶融スラグとして再利用する。</p>		
事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 7 欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月8日

長崎県知事 大石 賢吾殿

提出者

住所 福岡市博多区東光寺町1丁目13番5号

氏名 三軌建設株式会社 福岡支店

取締役支店長 久楽博

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 092-451-6746

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三軌建設株式会社 福岡支店 長崎工事所 他 2件
事業場の所在地	長崎県(長崎市、佐世保市を除く)管轄管内2ヶ所
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

当該事業所において現におこなっている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	令和4年度「工事実績」180.6億円
③ 従業員数	294名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃プラスチック類; 中間処理・再生処理業者に委託し、再生プラスチックとして再資源化、一部埋立処分</li><li>・紙くず、木くず; 再生処理業者に委託して燃料として再資源化</li><li>・コンクリート破片、がれき類; 中間処理・再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化</li><li>・アスコン破片; 中間処理・再生処理業者に委託し、再生骨材・アスファルトとして再資源化</li><li>・混合廃棄物; 中間処理・再生処理業者に委託して、分別後再生資源化及び埋立処分</li></ul>



## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 1

## 管理体制図参照

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	1.100 t	208.614 t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃プラスチック類再生プラスチックとして再資源化、一部埋立処分 ・ 紙くず、木くず；チップ再利用施設及び燃料として再資源化 ・ コンクリート破片、がれき類；再生砕石として再資源化 ・ アスコン破片；再生骨材・アスファルトとして再資源化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず
	排 出 量	1.000 t	180.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現場員、資材業者、現場作業員一丸となった排出制御の励行		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 建設混合廃棄物の分別を重機により行なっていた。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 建設混合廃棄物の分別を、人力併用で行い減量化に務める。



## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t t
	（これまでに実施した取組）  ・特になし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t t
	（今後実施する予定の取組）  ・特に予定なし	

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t t
（これまでに実施した取組）  ・特になし		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t t
（今後実施する予定の取組）  ・特に予定なし		



## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

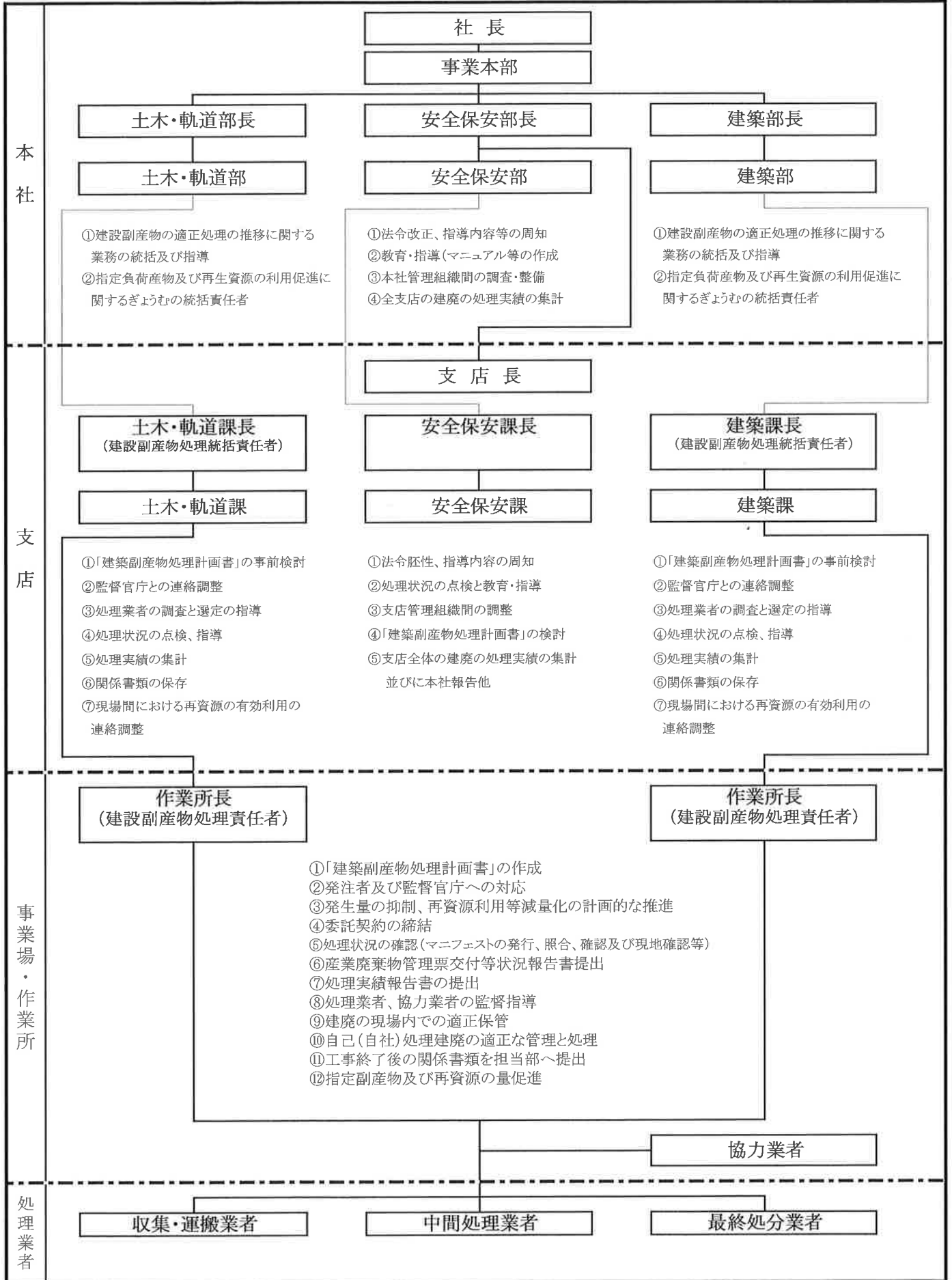
①現状	【前年度（令和 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	（これまでに実施した取組）  ・特になし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	（今後実施する予定の取組）  ・特に予定なし	

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	（これまでに実施した取組）  ・特になし	

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
・特に予定なし		
※事務処理欄		

建設副産物管理組織図



注)再生資源利用については、図中の下線部を再生資源利用促進又は再生資源利用と読み替える。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 10日

長崎県知事 大石 賢吾 殿

提出者

住 所 長崎県雲仙市国見町土黒丙434番地

氏 名 柴 崎 建 設 株 式 会 社

代表取締役 柴 崎 優

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0957-78-2685

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

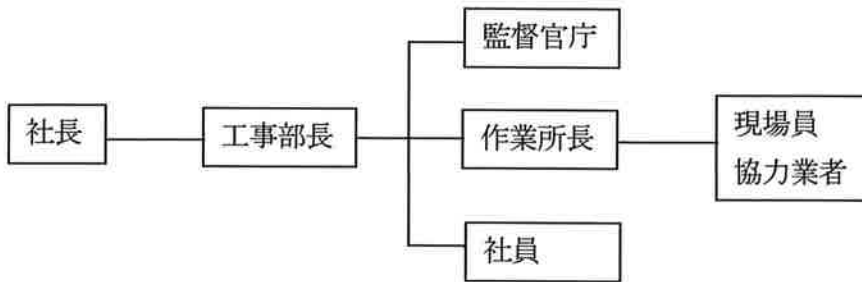
事業場の名称	柴崎建設株式会社
事業場の所在地	長崎県雲仙市国見町土黒丙434番地
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	完成工事高 1,217百万円
③ 従業員数	31名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリートがら・アスファルトがら 再生処理業者に委託して再生資源化 紙くず・木くず等 再資源施設へ処理委託

(日本産業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)  マニフェスト伝票の管理の徹底。 処理業者へ委託する場合、収集運搬から処分に至るまでの確認を的確に管理する。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  マニフェスト伝票の管理の徹底。 処理業者へ委託する場合、収集運搬から処分に至るまでの確認を徹底させる。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  各作業所において、産業廃棄物の分別の徹底を図る。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  各作業所において、産業廃棄物の分別の必要性を再度認識させる。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収ができる業者へ委託する。			
※事務処理欄			



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

